

産業医の育成及び研修について

1. 産業医の要件となっている研修の科目の範囲、履修方法及び時間

開業医等が産業医になるための要件として、次の科目について、講義 40 時間以上及び実習 10 時間以上の研修であって、厚生労働大臣が指定する者（＝日本医師会等）が行うものを修了することが求められている（労働安全衛生規則第 14 条第 2 項第 1 号、平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 136 号）。

研修科目	範囲
労働衛生一般	労働衛生概論 労働衛生管理体制 労働衛生関連法令 産業医の役割と職務
健康管理	健康情報とその評価 健康診断及び面接指導並びにこれらの事後措置 健康管理の事例
メンタルヘルス	メンタルヘルスケア ストレスマネジメント カウンセリング
作業環境管理	作業環境測定と評価 管理濃度と許容濃度 生物学的モニタリング 作業環境改善
作業管理	労働生理 安全管理 有害業務管理 作業管理の事例
健康の保持増進対策	健康測定 健康づくり 健康教育 保健指導

２．メンタルヘルス対策に関する研修

産業医に対するメンタルヘルス研修として、次の研修が国の委託事業として行われている。

研修内容	メンタルヘルス対策	９０分
	職場復帰支援対策	６０分
	長時間労働者に対する医師による面接指導等の手法	６０分
	計	３時間３０分
開催場所	全国で４７回以上開催	

また、精神科医を対象とした研修も次により行われている。

研修内容	産業保健総論、職場のメンタルヘルス対策、職場復帰支援対策	９０分
	職場のメンタルヘルス対策の事例検討	９０分
	計	３時間
開催場所	全国で２４回以上	

いずれも平成 22 年度の実施計画で、実施主体は労働者健康福祉機構